

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について  
新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書

税務署  
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所(居所)

氏 名

(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け  
第3号に規定する農園用地貸付け

については、令和 年 月 日に<sup>※1</sup>があり、新たな認定都市農地貸付け等を行いましたので、同条第<sup>※2</sup>項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所(居所)	氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日			昭和 平成 令和 年 月 日

2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

(注) 下記の(3)の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日 令和	③賃借権等の存続期間	自:平成 年 月 日 令和 至:平成 年 月 日 令和

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
(事情の詳細)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項

(注) 下記の(3)の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
②新たな認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自:令和 年 月 日 至:令和 年 月 日

賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち上記の新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限りません。)

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の(2)~(4)の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	整理簿番号
---	--------------------	------	-------

(裏)  
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次のA又はBに掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合  
賃借権等の消滅等があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき  
新たな認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の※1及び※2の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けにあつては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第3項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】 第4項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	第6項
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止	

- 3 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。